

困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画検討部会  
設置運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県男女共同参画推進条例第24条及び徳島県男女共同参画会議運営要領第11条の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画検討部会（以下「部会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に必要な事項の調査審議に関する事務を所掌するため、部会を置く。

（組織）

第3条 部会は、委員8人以内で組織する。

（部会長及び部会長代理）

第4条 部会に、部会長1人及び部会長代理1人を置く。

2 部会長及び部会長代理は、徳島県男女共同参画会議の会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理する。

4 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の招集）

第5条 部会は、部会長が招集する。

（部会の公開）

第6条 部会の公開については、徳島県男女共同参画会議運営要領第3条及び第4条の規定を準用する。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、徳島県未来創生文化部男女参画・人権課において処理する。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

1 この要領は、令和5年8月3日から施行する。

附則

2 この要領は、困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画を策定した日をもって廃止する。